

徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申情第204号

第1 審査会の結論

徳島県知事が令和2年7月27日付け法人第3049号、法人第3050号及び法人第3051号で行った決定は、いずれも妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和2年5月28日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇土地改良区の定期検査した直近の関係書類全部 法人検査課、農山漁村振興課、農林水産部〇〇」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和2年7月27日、実施機関は、別表に掲げる公文書を特定した上で、公文書1、公文書13、公文書15、公文書16及び公文書19についてはその全てを公開する公文書公開決定（以下「処分1」という。）を、公文書2から公文書11まで、公文書17及び公文書18についてはこれらの公文書に記録された情報のうち条例第8条各号に該当する情報を除いた部分を公開する公文書部分公開決定処分（以下「処分2」という。）を、公文書12及び公文書14についてはその全部を非公開とする公文書非公開決定（以下「処分3」という。）を行い、それぞれ審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和2年7月30日、審査請求人は、処分1、処分2及び処分3（以下これらを総称して「本件処分」という。）を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和3年2月18日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会）に対して、本件処分に対する審査請求につき、それぞれ諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分に係る審査請求書には、いずれも「県の枉法行為を確認した為」と記載されている。

2 審査請求の理由

本件処分に係る審査請求書には、いずれも「県は、あるべき書類（指導要項に対して、後日、改良区に向いて、確認しているが、その書類がないので全部ないので出せ」と記載されている。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び実施機関の口頭理由説明によると、本件処分の理由及び審査請求人の主張に対する説明は、おおむね次のとおりである。

1 弁明書における説明

(1) 法人検査課が特定した公文書について

本件請求があった令和2年5月28日時点において、実施機関が〇〇土地改良区（以下「被検査団体」という。）に対し実施した直近の検査は、法人検査課が平成29年10月から同年12月にかけて実施した定期検査である。

よって、法人検査課は、別表に記載の公文書を本件請求に対応する公文書であると特定し、条例第8条各号に該当する非公開情報を別表に記載のとおり非公開とした上で、本件処分を行ったものである。

なお、公文書1は検査の実施に係る立案文書、公文書2～12は本検査前に被検査団体に対して提出を求めた資料、公文書13は本検査時に被検査団体に対して提出を求めた資料、公文書14は検査指摘事項の根拠資料、公文書15～17は検査結果の取りまとめ及び被検査団体への検査書の交付に係る立案文書、公文書18～19は被検査団体からの回答書受理に係る立案文書である。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、定期検査の指摘に対して、後日、実施機関が被検査団体に出向き確認しているとして、その書類を公開するよう求めている。

しかし、法人検査課において、指摘事項の改善状況等については、当該土地改良区に対し、当該土地改良区の理事会で決定された措置等を具体的に記載した回答書の提出を求め、その内容を確認することにより実施しており、直接当該土地改良区に出向き確認することは行っていない。また、法人検査課の分掌事務は「土地改良区等の検査に関すること」であり、検査完了後の指導等を行っていない。よって、法人検査課において審査請求人が主張する内容の書類は作成していない。

また、法人検査課が保管するファイルや書庫を複数名で確認したが、審査請求人が主張する内容の書類は、保有していなかった。

2 口頭理由説明における説明

(1) 検査指摘事項の根拠資料について

根拠資料は、検査指摘事項をまとめた検査書の作成を行うために、事前検査及び変更検査時に検査に入った検査員ごとに作成、収集したものである。その内容は、検査指摘事項及びその根拠を記載した検査結果調書、検査指摘事項に関連するとす

るものとして、それぞれ収集した、①根拠法令及び根拠規定、②議事録等の指摘の根拠となる資料、③検査の着眼点や指摘の適否を確認するためのチェックシート等により構成されており、それらを一式で保管している。

(2) 検査指摘事項の根拠資料の全体を非公開とした理由について

検査指摘事項の根拠資料の全体を非公開にしている根拠は、条例第8条第3号及び第4号である。

ア 条例第8条第3号該当性について

条例第8条第3号に該当する理由として、当資料の作成後、正式に土地改良区に対して発出する検査書の作成までに、指摘事項の内容及び根拠について、適否等の検証を行うこととなっている。よって、検査指摘事項及びその根拠を記載した検査結果調書等においては、検査書に記載していない未成熟な情報や、事実確認が不十分な情報などが含まれているということが挙げられる。

イ 条例第8条第4号該当性について

条例第8条第4号に該当する理由としては、県が検査に際し、徴取した資料等をどのような方法で確認しているか等の検査の着眼点や手法が明らかとなり、事前に検査対策が図られる可能性があるからである。

検査指摘事項の根拠資料は、指摘事項1つについて、その根拠となる資料の該当箇所が順に並べられている。例えば、ある指摘事項について、その次に、定款、議事録、その他の資料といった一連のものが綴られている。そうすると、その指摘については、その次に綴られた一連の資料を使ったということ、すなわち、指摘事項に対応した資料の組み合わせが明らかになってしまう。

したがって、検査指摘事項の根拠資料を一部でも公開すると、県が検査に際して、収集した資料をどのような方法で確認しているかなどの検査の着眼点や手法が明らかとなり、事前に検査対策が図られる可能性があるため、非公開としている。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和3年2月18日	諮問
令和7年4月23日 第1部会（第22回）	審議
同年 5月28日 第1部会（第23回）	実施機関からの口頭理由説明、審議
同年 6月25日 第1部会（第24回）	審議

第6 審査会の判断

審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 調査審議手続の併合について

本件事案は、令和2年5月28日付けで審査請求人が実施機関に対して行った3件の審査請求に係るものであり、当該3件の審査請求は、同じ公文書公開請求に係るものであること、並びに審査請求の趣旨及び理由が同様であることから、審査会は、これらを併合して調査審議することとした。

2 本件事案において審査の対象となる公文書について

実施機関は、本件請求に係る公文書として、平成29年度〇〇土地改良区の定期検査に関する公文書1から公文書19までの公文書を特定し、本件処分を行っている。

これに対し、審査請求人は、審査請求書においてあるべき書類として、実施機関が、後日被検査団体に出向き指摘事項を確認しているとして、その書類がないと主張しており、公文書の特定について争っている。

実施機関の弁明によれば、法人検査課においては、土地改良区の定期検査での指摘事項の改善状況等の確認については、当該土地改良区に対し回答書の提出を求め、当該回答書の内容を確認することにより実施しており、当該土地改良区に出向いて確認することは行っていないこと、及び法人検査課は検査完了後の指導等を分掌していないことから、法人検査課において審査請求人が主張する内容の書類は作成していないとのことである。

実施機関の組織・権限に関する規程等から、実施機関における事務は上記弁明のとおり行われているものと認められ、審査請求人が主張する書類の存在をうかがわせる事情は特に存在しないことからすれば、当該書類を実施機関において保有しているとは認められない。

したがって、公文書の特定については、実施機関の判断が妥当であるものとして、実施機関が非公開とした公文書及び公文書の部分が条例第8条各号に掲げる非公開情報に該当するかを、以下検討することとする。

3 条例の規定について

条例は、県政の諸活動を県民に説明する県の責務が全うされるよう、公文書の公開を請求する権利を規定し、その解釈・運用に当たっては、公文書の公開を請求する権利を十分に尊重しなければならないとしている（第3条）。もっとも、この公文書公開請求権は絶対無制限なものではなく、公開すれば個人、法人等の権利利益を侵害したり、公共の利益を損なったりする場合など、公開しないことに合理的な理由のある情報を例外的に非公開情報として条例第8条各号に定めている。したがって、審査に

当たっては、原則公開の理念に照らし、公文書の情報が非公開情報に該当するかどうかを、条例第8条各号の文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別具体的に判断する必要がある。

(1) 条例第8条第1号について

条例第8条第1号は、個人の権利利益を保護する観点から、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として定めたものである。

(2) 条例第8条第2号について

条例第8条第2号は、営業の自由や事業者の社会的評価の保護等の観点から、法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、当該事業者の正当な利益を損なうこととなる情報を非公開情報として定めたものである。

同号の「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」の「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権など法的保護に値する権利一切をいい、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。また、「その他正当な利益」には、社会的信用等のほか、事業運営上のノウハウや内部管理に属する事項など、その取扱いについて社会通念上当該法人等又は事業を営む個人の自由が尊重されるものを広く含むものである。

「正当な利益を害するおそれがあるもの」の判断に当たっては、それぞれの事業の性格、規模、事業内容等に留意しながら、当該情報を公開した場合に生ずる影響を個別的、客観的に検討し、慎重に判断する必要がある。例えば、経営方針、財務管理、労務管理など事業者の内部限りにおいて管理し、開示する相手方を自ら選択する利益を有する情報（以下「内部管理情報」という。）については、これを当該事業者の意思にかかわらず公開することは、当該事業者の自律性への不当な侵害となるおそれがあると考えられる。

(3) 条例第8条第4号について

条例第8条第4号は、県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは非公開とすることができる旨を規定している。

上記の「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨であり、また、「当該事務又は事業」には同種の事務又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業も含まれる。事務又は事業において適正な遂行に支障を及ぼすおそれの有無については、当該事務又は事業の性質に照らして客観的

に判断することが必要であり、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求される。

(4) 土地改良区における判断について

土地改良区関係の公文書に記録された非公開情報については、審査会の前身である徳島県情報公開審査会が行った答申（平成27年2月27日付け答申第139号。以下「平成27年答申」という。）の中で、条例第8条各号に掲げる非公開情報該当性の判断が行われており、本件事案においては、(1)、(2)及び(3)のほか、平成27年答申を参考として、別表に掲げる非公開部分の非公開情報該当性を判断することとする。

4 実施機関が非公開とした公文書及び公文書の部分の非公開情報該当性について

(1) 条例第8条第1号の該当性について

ア 公文書3の(2)について

本件土地改良区の役員の年齢についての情報である。これは、個人に関する情報であって、他の情報と照合することで特定の個人を識別できるものであるため、条例第8条第1号に該当する。

イ 公文書3の(3)、公文書4の(1)、公文書6の(1)、公文書8の(1)及び公文書18の(2)について

本件土地改良区の職員の氏名、年齢、採用年月日、辞令交付有無、厚生年金加入有無、年収額及び職名についての情報である。これらは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため、条例第8条第1号に該当する。

ウ 公文書4の(6)、(11)及び(13)、公文書5の(5)、公文書6の(6)、(11)及び(13)、公文書7の(5)、公文書8の(6)、(11)及び(13)、公文書9の(5)、公文書10の(5)、公文書11の(5)並びに公文書18(4)について

本件土地改良区の監事の個人印の印影である。これは、その表示により特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため、条例第8条第1号に該当する。

(2) 条例第8条第2号の該当性について

ア 公文書2の(1)、公文書3の(1)並びに公文書18の(1)及び(3)について

本件土地改良区の理事長印の印影である。これを公にすると、印章を偽造されて第三者に悪用される場合があるなど、当該土地改良区の財産等を侵害するおそれがあると認められるため、条例第8条第2号に該当する。

イ 公文書3の(4)、公文書4の(5)、公文書5の(2)、公文書6の(5)、公文書7の(2)、公文書8の(5)、公文書9の(2)、公文書11の(2)及び公文書17の(1)について

本件土地改良区が組合員から徴収する賦課金に関する情報である。これは、本件土地改良区が保有する債権の処理状況を示した、財務の管理に関する内部管理情報であり、これを当該土地改良区的意思にかかわらず公にすることは、当該土地改良区の自律性への不当な侵害となるおそれがあると認められるため、当該情報は条例第8条第2号に該当する。

ウ 公文書3の(5)について

本件土地改良区が管理する用水系統ごとの転用地積、決済金及び件数である。

平成27年答申は、転用地積の合計及び決済金の合計額は、内部管理情報には当たらず、公開すべきとしている。

しかし、ウはこれより詳細な情報であるから、内部管理情報に当たるものであり、これを当該土地改良区的意思にかかわらず公にすることは、当該土地改良区の自律性への不当な侵害となるおそれがあると認められるため、条例第8条第2号に該当する。

エ 公文書3の(6)及び(7)、公文書4の(3)、(4)、(19)及び(20)、公文書5の(1)、公文書6の(3)、(4)、(19)及び(20)、公文書7の(1)、公文書8の(3)、(4)、(21)及び(22)、公文書9の(1)並びに公文書11の(1)について

本件土地改良区の預入及び借入に関する情報である。これらの情報は、当該土地改良区の財務の管理に関する内部管理情報であり、公にすることにより、当該土地改良区の自律性の不当な侵害となるおそれがあると認められるため、条例第8条第2号に該当する。

オ 公文書3の(8)、公文書4の(7)から(10)まで及び(15)から(18)まで、公文書5の(3)及び(6)、公文書6の(7)から(10)まで及び(15)から(18)まで、公文書7の(3)及び(6)、公文書8の(7)から(10)まで、(14)及び(16)から(20)まで、公文書9の(3)及び(6)、公文書10の(1)から(4)まで並びに公文書11の(3)について

本件土地改良区の予算及び決算に関する収支内訳を示す情報であり、大きい方から款、項及び目として類型化されている予算書及び決算書の科目名のうち、項及び目に対応する部分である。

平成27年答申は、款に対応する情報は公開すべきであり、その他の情報については、公にすることにより当該土地改良区の事業運営に係る重点事項等が分析され、当該土地改良区の自律性の不当な侵害となるおそれが認められるため、条例第8条第2号に該当し、非公開が妥当としている。

そうすると、オの情報は、公にすることにより当該土地改良区の事業運営に係る重点事項等が分析され、当該土地改良区の自律性の不当な侵害となるおそれがあると認められるため、条例第8条第2号に該当する。

カ 公文書4の(2)、公文書6の(2)及び公文書8の(2)について

本件土地改良区が実施する工事ごとの数量及び事業費に関する情報である。これらの情報は、公にすることにより当該土地改良区の事業運営に係る重点事項等が分析され、当該土地改良区の自律性の不当な侵害となるおそれがあると認めら

れるため、条例第8条第2号に該当する。

キ 公文書4の(12)、公文書5の(4)、公文書6の(12)、公文書7の(4)、公文書8の(12)、公文書9の(4)及び公文書11の(4)について

当該土地改良区が所有する財産に関する情報である。

平成27年答申は、大科目、中科目及び小科目に類型化されている土地改良区の財産目録中の科目名のうち、大科目に対応する科目名及び科目ごとの金額については公開すべき情報であるが、中科目及び小科目に対応するものについては基本的に内部管理情報に該当するとしている。

キの情報は、小科目に該当する情報であり、当該情報は、公にすることにより当該土地改良区の事業運営に係る重点事項等が分析され、当該土地改良区の自律性の不当な侵害となるおそれがあると認められるため、条例第8条第2号に該当する。

ク 公文書4中の(14)、公文書6中の(14)及び公文書8中の(15)について

本件土地改良区が実施する事業の予定事業費内訳である。これらの情報は、内部管理情報であり、公にすることにより当該土地改良区の事業運営に係る重点事項等が分析され、当該土地改良区の自律性の不当な侵害となるおそれがあると認められるため、条例第8条第2号に該当する。

ケ 公文書12について

本件土地改良区の預金の残高証明書であり、当該土地改良区の取引銀行の口座及び預金残高に関する情報が記載されている。

これらの情報は法人の財務管理に関する情報であるから、残高証明書に記載された情報全てが、法人の経理上の内部管理に関する情報として、法人の意思にかかわらず公開することにより、法人の自律性への不当な侵害となるおそれがある情報と認められるため、条例第8条第2号に該当する。

また、残高証明書の記載を非公開とした場合、非公開とはされない様式自体については、社会通念上これを公開しても意味がないものである。残高証明書の記載を非公開とすれば、残りの部分には有意な情報が記録されていないものと認められるため、条例第9条第1項ただし書に該当する。

(3) 条例第8条第4号の該当性について

公文書14は、本件土地改良区の平成29年度定期検査書の検査指摘事項の根拠資料である。

審査会において検査指摘事項の根拠資料を見分したところ、当該資料は、それぞれの指摘事項の記載と、その根拠となる資料の該当箇所の抜粋が順に並べられており、検査書と照合することで、指摘事項に対応した資料の組み合わせが明らかとなるものと認められる。

したがって、検査指摘事項の根拠資料を一部でも公開すると、県が検査に際して、収集した資料をどのような方法で確認しているか等の検査の着眼点や手法が明らかとなり、事前に検査対策が図られることにより、検査に係る事務に関し、正確な

事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものと認められるため、検査指摘事項の根拠資料全部が条例第8条第4号に該当する。

(4) 小括

本件処分において非公開とされた公文書及び公文書の部分は条例第8条第1号、第2号又は第4号に掲げる非公開情報に該当するとの実施機関の説明に、特に不合理な点は認められない。

5 本件処分について

以上により、本件処分についての実施機関の説明には、いずれも不合理な点はない。

6 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、審査会の上記判断を左右するものではない。

7 結論

審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
泉 純	行政書士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	
戸田 順也	弁護士	

別表

公文書の件名	非公開部分	条例第8条の該当する号
公文書 1 平成29年10月2日 付け立案文書「検査の 実施について」		
公文書 2 検査必要書類提出につ いて	土地改良区理事長印の印影	(1) 第2号
公文書 3 土地改良区検査事前提 出資料	表紙の土地改良区理事長印の印影	(1) 第2号
	「6 役員 別紙(3) 役員名簿」の年齢の欄	(2) 第1号
	「7 職員 (2) 職員名簿」の氏名から職名までの 欄	(3) 第1号
	「11 組合員の賦課徴収状況」に係る既存資料の賦 課調定額から未収額までの欄	(4) 第2号
	「12 農地転用及び決済金徴収状況」に係る既存資 料の転用地積から備考までの欄	(5) 第2号
	「14 農林漁業金融公庫資金等」の借入対象事業の 件数及び借入額から備考までの欄	(6) 第2号
	「14 農林漁業金融公庫資金等」に係る既存資料の 借入利息から償還期限までの欄	(7) 第2号
公文書 4 平成26年度通常総代 会議案書	「目次」の事務局長の氏名	(1) 第1号
	第1号議案の「第2. 工事の状況」の数量から内訳ま での欄 (合計欄を除く)	(2) 第2号
	第1号議案の「第4. 経理の状況 1. 農林公庫資金 」の借入元金から償還期限までの欄 (総合計欄を除く)	(3) 第2号
	第1号議案の「第4. 経理の状況 2. 一時借入金」 の借入先から付記までの欄	(4) 第2号

	第1号議案の「第4. 経理の状況 3. 賦課金等の徴収成績」の賦課額から未収額までの欄	(5)	第2号
	「監査意見書」の総括監事及び監事の印の印影	(6)	第1号
	第2号議案の「平成25年度一般会計収支決算書」の項及び目の本年度決算額から付記までの欄	(7)	第2号
	第2号議案の「平成25年度積立金会計収支決算書」の項及び目の本年度決算額から付記までの欄	(8)	第2号
	第2号議案の「平成25年度特別事業積立金会計収支決算書」の項及び目の本年度決算額から付記までの欄	(9)	第2号
	第2号議案の「支線会計収支決算」の各支線決算書の項及び目の本年度決算額から付記までの欄	(10)	第2号
	「監査意見書」の総括監事及び監事の印の印影	(11)	第1号
	第3号議案の「財産目録」の小科目の内容及び金額	(12)	第2号
	「監査意見書」の総括監事及び監事の印の印影	(13)	第1号
	第4号議案「平成27年度事業計画（案）決議の件」の予定事業費	(14)	第2号
	第5号議案「平成27年度一般会計収支予算書（案）」の項及び目の本年度予算額から付記までの欄	(15)	第2号
	第6号議案「平成27年度積立金会計収支予算書（案）」の項及び目の本年度予算額から付記までの欄	(16)	第2号
	第7号議案「平成27年度特別事業積立金会計収支予算書（案）」の項及び目の本年度予算額から付記までの欄	(17)	第2号
	第8号議案の「平成27年度支線会計収支予算（案）決議の件」の各支線収支予算書（案）の項及び目の本年度予算額から付記までの欄	(18)	第2号
	第11号議案「平成27年度一時借入（案）決議の件」の「1. 借入先」から「6. 償還財源」までの欄	(19)	第2号
	第12号議案「平成27年度現金預入先（案）決議の件」の預入先	(20)	第2号
公文書5 平成26年度通常総代会議案書 別冊	第13号議案の「第3. 経理の状況 1. 農林公庫資金」の借入利息から償還期限までの欄	(1)	第2号
	第13号議案の「第3. 経理の状況 2. 特別賦課金等の徴収成績」の賦課額から未収額までの欄	(2)	第2号

	第 1 4 号議案の「平成 2 5 年度国営附帯県営農地防災事業積立金会計収支決算書」の項及び目の本年度決算額から付記までの欄	(3)	第 2 号
	第 1 5 号議案「平成 2 5 年度国営附帯県営農地防災事業財産目録承認の件」の一部	(4)	第 2 号
	「監査意見書」の総括監事及び監事の印の印影	(5)	第 1 号
	第 1 6 号議案「平成 2 7 年度国営附帯県営農地防災事業 積立金会計収支予算書（案）」の項、目の本年度予算額から付記までの欄	(6)	第 2 号
公文書 6	「目次」の事務局長の氏名	(1)	第 1 号
平成 2 7 年度通常総代会議案書	第 1 号議案の「第 2. 工事の状況」の数量から内訳までの欄（合計欄を除く）	(2)	第 2 号
	第 1 号議案の「第 4. 経理の状況 1. 農林公庫資金」の借入元金から償還期限までの欄（総合計欄を除く）	(3)	第 2 号
	第 1 号議案の「第 4. 経理の状況 2. 一時借入金」の年月日から付記までの欄	(4)	第 2 号
	第 1 号議案の「第 4. 経理の状況 3. 賦課金等の徴収成績」の賦課額から未収額までの欄	(5)	第 2 号
	「監査意見書」の総括監事及び監事の印の印影	(6)	第 1 号
	第 2 号議案の「平成 2 6 年度一般会計収支決算書」の項及び目の本年度決算額から付記までの欄	(7)	第 2 号
	第 2 号議案の「平成 2 6 年度積立金会計収支決算書」の項及び目の本年度決算額から付記までの欄	(8)	第 2 号
	第 2 号議案の「平成 2 6 年度特別事業積立金会計収支決算書」の項及び目の本年度決算額から付記までの欄	(9)	第 2 号
	第 2 号議案の「支線会計収支決算」の各支線決算書の項及び目の本年度決算額から付記までの欄	(10)	第 2 号
	「監査意見書」の総括監事及び監事の印の印影	(11)	第 1 号
	第 3 号議案の「財産目録」の小科目の内容及び金額	(12)	第 2 号
	「監査意見書」の総括監事及び監事の印の印影	(13)	第 1 号
	第 4 号議案「平成 2 8 年度事業計画（案）決議の件」の予定事業費	(14)	第 2 号

	第5号議案「平成28年度一般会計収支予算書（案）」の項及び目の本年度予算額から付記までの欄	(15)	第2号
	第6号議案「平成28年度積立金会計収支予算書（案）」の項及び目の本年度予算額から付記までの欄	(16)	第2号
	第7号議案「平成28年度特別事業積立金会計収支予算書（案）」の項及び目の本年度予算額から付記までの欄	(17)	第2号
	第8号議案の「平成28年度支線会計収支予算（案）決議の件」の各支線収支予算書（案）の項及び目の本年度予算額から付記までの欄	(18)	第2号
	第11号議案「平成28年度一時借入（案）決議の件」の「1. 借入先」から「6. 償還財源」までの欄	(19)	第2号
	第12号議案「平成28年度現金預入先（案）決議の件」の預入先	(20)	第2号
公文書7 平成27年度通常総代会議案書 別冊	第14号議案の「第3. 経理の状況 1. 農林公庫資金」の借入利息から償還期限までの欄	(1)	第2号
	第14号議案の「第3. 経理の状況 2. 特別賦課金等の徴収成績」の賦課額から未収額までの欄	(2)	第2号
	第15号議案の「平成26年度国営附帯県営農地防災事業 積立金会計収支決算書」の項、目の本年度決算額から付記までの欄	(3)	第2号
	第16号議案「平成26年度国営附帯県営農地防災事業財産目録承認の件」の一部	(4)	第2号
	「監査意見書」の総括監事及び監事の印の印影	(5)	第1号
	第17号議案「平成28年度国営附帯県営農地防災事業 積立金会計収支予算書（案）」の項、目の本年度予算額から付記までの欄	(6)	第2号
公文書8 平成28年度通常総代会議案書	「目次」の事務局長の氏名	(1)	第1号
	第1号議案の「第2. 工事の状況」の数量から内訳までの欄（合計欄を除く）	(2)	第2号
	第1号議案の「第4. 経理の状況 1. 農林公庫資金」の借入元金から償還期限までの欄（総合計欄を除く）	(3)	第2号
	第1号議案の「第4. 経理の状況 2. 一時借入金」の借入先から付記までの欄	(4)	第2号
	第1号議案の「第4. 経理の状況 3. 賦課金等の徴収成績」の賦課額から未収額までの欄	(5)	第2号

	「監査意見書」の総括監事及び監事の印の印影	(6)	第1号
	第2号議案の「平成27年度一般会計収支決算書」の項及び目の本年度決算額から付記までの欄	(7)	第2号
	第2号議案の「平成27年度積立金会計収支決算書」の項及び目の本年度決算額から付記までの欄	(8)	第2号
	第2号議案の「平成27年度特別事業積立金会計収支決算書」の項及び目の本年度決算額から付記までの欄	(9)	第2号
	第2号議案の「支線会計収支決算」の各支線決算書の項及び目の本年度決算額から付記までの欄	(10)	第2号
	「監査意見書」の総括監事及び監事の印の印影	(11)	第1号
	第3号議案の「財産目録」の小科目の内容及び金額	(12)	第2号
	「監査意見書」の総括監事及び監事の印の印影	(13)	第1号
	第4号議案「平成28年度一般会計収支補正予算書（案）」の項及び目の本年度予算額から付記までの欄	(14)	第2号
	第5号議案「平成29年度事業計画（案）決議の件」の予定事業費	(15)	第2号
	第6号議案「平成29年度一般会計収支予算書（案）」の項及び目の本年度予算額から付記までの欄	(16)	第2号
	第7号議案「平成29年度特別会計小水力発電事業収支予算書（案）」の項及び目の本年度予算額から付記までの欄	(17)	第2号
	第8号議案「平成29年度積立金会計収支予算書（案）」の項及び目の本年度予算額から付記までの欄	(18)	第2号
	第9号議案「平成29年度特別事業積立金会計収支予算書（案）」の項及び目の本年度予算額から付記までの欄	(19)	第2号
	第10号議案の「平成29年度支線会計収支予算（案）決議の件」の各支線収支予算書（案）の項及び目の本年度予算額から付記までの欄	(20)	第2号
公文書9	第13号議案「平成29年度一時借入（案）決議の件」の「1. 借入先」から「6. 償還財源」までの欄	(21)	第2号
	第14号議案「平成29年度現金預入先（案）決議の件」の預入先	(22)	第2号
	第15号議案の「第3. 経理の状況 1. 農林公庫資金」の借入利息から償還期限までの欄	(1)	第2号

平成２８年度通常総代会議案書 別冊	第１５号議案の「第３．経理の状況 ２．特別賦課金等の徴収成績」の賦課額から未収額までの欄	(2)	第２号
	第１６号議案の「平成２７年度国営附帯県営農地防災事業 積立金会計収支決算書」の項及び目の本年度決算額から付記までの欄	(3)	第２号
	第１７号議案「平成２７年度国営附帯県営農地防災事業財産目録承認の件」中流動資産の①現金預貯金及び未収入金の欄並びに負債の各年度毎の借入額及び償還期限	(4)	第２号
	「監査意見書」の総括監事及び監事の印の印影	(5)	第１号
	第１８号議案「平成２９年度国営附帯県営農地防災事業 積立金会計収支予算書（案）」の項及び目の本年度予算額から付記までの欄	(6)	第２号
公文書１０ 平成２８年度収支決算承認の件	「平成２８年度一般会計収支決算書」の項及び目の本年度決算額から付記までの欄	(1)	第２号
	「平成２８年度積立金会計収支決算書」の項及び目の本年度決算額から付記までの欄	(2)	第２号
	「平成２８年度特別事業積立金会計収支決算書」の項及び目の本年度決算額から付記までの欄	(3)	第２号
	「支線会計収支決算」の各支線決算書の項及び目の本年度決算額から付記までの欄	(4)	第２号
	「監査意見書」の総括監事及び監事の印の印影	(5)	第１号
公文書１１ 平成２８年度 事業報告書 収支決算書 財産目録	「第３．経理の状況 １．農林公庫資金」の借入利息から償還期限までの欄	(1)	第２号
	「第３．経理の状況 ２．特別賦課金等の徴収成績」の賦課額から未収額までの欄	(2)	第２号
	「平成２８年度国営附帯県営農地防災事業 積立金会計収支決算書」の項、目の本年度決算額から付記までの欄	(3)	第２号
	「平成２８年度国営附帯県営農地防災事業財産目録承認の件」中流動資産の①現金預貯金及び未収入金の欄、負債の各年度毎の借入額及び償還期限	(4)	第２号
	「監査意見書」の総括監事及び監事の印の印影	(5)	第１号

公文書 1 2 平成 2 9 年度〇〇土地改良区定期検査に係る 事前提出資料のうち残高証明	全て	(1)	第 2 号
公文書 1 3 平成 2 9 年度〇〇土地改良区定期検査時における ・ 〇〇土地改良区定款 ・ 規約 ・ 〇〇土地改良区会計細則 ・ 〇〇土地改良区監査細則 ・ 〇〇土地改良区施設管理規程 ・ 〇〇土地改良区書簿閲覧請求等に関する事務手数料規程 ・ 〇〇土地改良区職員給与等に関する規程 ・ 〇〇土地改良区職員退職給与規程 ・ 〇〇土地改良区納税組合規程			
公文書 1 4 平成 2 9 年度〇〇土地改良区定期検査書の検査指摘事項の根拠資料	全て	(1)	第 4 号
公文書 1 5 平成 3 0 年 3 月 8 日付け立案文書「検査復命書及び検査書の交付について」			

公文書 16 徳島県土地改良区等検査実施要領別紙様式5 「土地改良区検査結果報告書」			
公文書 17 徳島県土地改良区等検査実施要領別紙様式6 「検査結果概要調書」	「賦課基準 (2) 最近5か年の賦課徴収状況」の賦課金額から未収額までの欄	(1)	第2号
公文書 18 平成30年5月17日付け立案文書「検査回答書の受理について」	平成30年5月14日付け〇〇第6号「検査回答書の提出について」の土地改良区理事長の印の印影	(1)	第2号
	〇〇土地改良区理事会議事録(抄本)の事務局長及び職員の氏名並びに理事会議長及び議事録記名人の印の印影	(2)	第1号
	〇〇土地改良区理事会議事録(抄本)の土地改良区理事長の印の印影	(3)	第2号
	平成30年5月10日付け「監事意見書」の総括監事及び監事の印の印影	(4)	第1号
公文書 19 平成30年3月13日に〇〇土地改良区宛て送付した「書留・特定記録郵便物等受領証」			